

豊田市都市利便増進協定認定要領

(目的)

第1条 この要領は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第74条第1項に規定する都市利便増進協定の認定及び第76条第1項に規定する都市利便増進協定の変更の認定に関し、必要な事項を定める。

(都市利便増進協定の認定の申請)

第2条 法第74条第1項の規定による都市利便増進協定の認定を申請しようとする者は、都市利便増進協定認定申請書（様式第1号）の正本及び副本にそれぞれ次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 都市利便増進協定書
- (2) 都市利便増進協定締結の理由を記載した書面
- (3) 都市利便増進協定の区域を示す図面
- (4) 申請者が都市利便増進協定の認定申請に係る代表者であることを証する書面
- (5) 協定締結者の一覧（住所、氏名、権利の種別、権利の目的となっている土地・建築物の所在地を記載した書面）
- (6) 土地及び建物の登記事項証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める図書

(都市利便増進協定の変更の認定の申請)

第3条 法第76条第1項の規定による都市利便増進協定の変更の認定を受けようとする者は、都市利便増進協定変更認定申請書（様式第2号）の正本及び副本にそれぞれ次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 都市利便増進協定書（変更後のもの）
- (2) 都市利便増進協定の変更の理由を記載した書面
- (3) 変更した都市利便増進協定の区域を示す図面
- (4) 申請者が都市利便増進協定の変更の認定申請に係る代表者であることを証する書面
- (5) (変更に係る部分の) 協定締結者の一覧（住所、氏名、権利の種別、権利の目的となっている土地・建築物の所在地を記載した書面）
- (6) (変更に係る部分の) 土地及び建物の登記事項証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める図書

(都市利便増進協定に係る認定の通知)

第4条 市長は、前2条の認定をしたときは、当該認定を受けた者に対し、都市利便増進協定認定通知書（様式第3号）又は都市利便増進協定変更認定通知書（様式第4号）によりその旨通知するものとする。

附 則

この要領は、平成30年7月3日から施行する。